

I 重要な会計方針に係る事項に関する注記**1 有価証券の評価基準及び評価方法****(1) 売買目的の有価証券**

時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っています。

(2) 満期保有目的の債券

移動平均法に基づく償却原価法により行っています。

(3) その他の有価証券

市場価格のあるものについては、期末日の市場価格等に基づく時価法、市場価格のないものについては、移動平均法による原価法又は償却原価法により行っています。

また、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理（売却原価は移動平均法により算定）しております。

2 外部出資の評価基準及び評価方法

当組合が保有している外部出資は市場価格のないものに該当しますので、移動平均法に基づく原価法により行っています。

3 金銭の信託の評価基準及び評価方法

金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価基準及び評価方法は、上記1の有価証券と同様の方法によっており、信託の契約単位ごとに期末の信託財産構成物である資産及び負債の評価額の合計額をもって貸借対照表に計上しています。

4 棚卸資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産の評価基準及び評価方法は、総平均法に基づく原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）により行っています。

ただし、購入品のうち大型農機については個別法に基づく原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）、同じく直売所商品及び農機部品等並びにその他の棚卸資産の一部については売価還元法に基づく原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）により行っています。

5 固定資産の減価償却方法**(1) 有形固定資産**

法人税法に規定する基準により定率法により償却しています。ただし、法人税法の改正に伴い平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しています。

(2) 無形固定資産

法人税法に規定する基準により定額法により償却しています。

また、自社利用ソフトウェアについては、当組合における利用可能期間（5年）に基づき、定額法により償却しています。

6 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている資産査定要領、経理規程及び資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。

正常先債権、その他の要注意先債権及び要管理先債権については、貸倒実績率等で算定した金額を計上しています。

破綻懸念先債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。

なお、破綻懸念先債権のうち、元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引当てています。

実質破綻先債権及び破綻先債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額を計上しています。

すべての債権は、資産査定要領に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の計上を行っています。

また、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は270,066千円です。

(2) 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末の退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しています。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当期までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっています。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の上記事業年度から費用処理することとしています。

過去勤務費用は、その発生時の職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により費用処理しています。

(3) 賞与引当金

職員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当期に帰属する部分を計上しています。

(4) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。

(5) 特例業務負担金引当金

特例業務負担金引当金は、旧農林漁業団体職員共済組合（存続団体）が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出する特例業務負担金の令和2年3月末現在における令和14年3月までの実負担見込額に基づき計上しています。

(6) ポイント引当金

ポイント引当金は、販売を目的とするポイント制度に基づき顧客に付与したポイント使用による費用発生に備えるため、当年度末において将来発生するまたは使用されると見込まれる額を計上しています。

7 消費税等の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理については、税抜方式を採用しています。

また、固定資産にかかる控除対象外消費税等は「雑資産」に計上し、法人税法に定める期間で均等償却しています。

8 記載金額の端数処理

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「0」で表示をしております。

II 会計方針の変更に関する注記

棚卸資産の評価方法

棚卸資産（購買品及びその他の棚卸資産の一部。ただし、売価還元法に基づく原価法及び個別法に基づく原価法によるものを除く）の評価方法について、管理方法の見直しを契機に、期間損益計算及び在庫評価額の計算をより適正に行うため、購買品については最終仕入原価法に基づく原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）から総平均法に基づく原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）、その他の棚卸資産の一部については最終仕入原価法に基づく原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）から売価還元法に基づく原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）に変更しております。

なお、この変更による影響は軽微です。

III 表示方法の変更に関する注記

損益計算書の表示方法

農業協同組合法施行規則の改正に伴い、損益計算書に各事業ごとの収益及び費用を合算し、各事業相互間の内部損益を除去した「事業収益」及び「事業費用」を損益計算書に表示しています。

IV 貸借対照表に関する注記

1 固定資産の圧縮記帳額

固定資産の圧縮記帳額は、5,987,960千円です。その内訳は、次のとおりです。

建物	3,253,271千円
機械装置	2,077,372千円
構築物	367,146千円
その他	290,169千円

2 担保に供した資産等

担保に供している資産は次のとおりです。

公金取扱事務契約にかかる保証金として、預金71,000千円、当座借越にかかる担保として預金100,000千円を差し入れております。

3 子会社等に対する金銭債権・債務

子会社等に対する金銭債権は、5,332千円です。

子会社等に対する金銭債務は、153,382千円です。

4 理事及び監事に対する金銭債権・債務

理事及び監事に対する金銭債権は、277,937千円です。

理事及び監事に対する金銭債務は、ありません。

5 貸出金のうち破綻先債権、延滞債権、3カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権に該当する貸出金の額並びにその合計額

貸出金のうち破綻先債権、延滞債権、3カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権に該当する貸出金の額並びにその合計額は次のとおりです。

	金額（千円）
破 綻 先 債 権	992
延 滞 債 権	2,471,648
3 カ月以上延滞債権	—
貸 出 条 件 緩 和 債 権	13,764
合 計	2,486,405

なお、それぞれの定義は、以下のとおりです。

- イ. 「破綻先債権」とは、元本又は利息の支払いの遅延が相当期間継続している ことその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないもの として未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令第96条第1項 第3号のイからホに掲げる事由又は第4号に規定する事由が生じているものをいう。
- ロ. 「延滞債権」とは、未収利息不計上貸出金で破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払いを猶予したものの以外のもをいう。
- ハ. 「3カ月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金（破綻先債権及び延滞債権を除く。）をいう。
- ニ. 「貸出条件緩和債権」とは債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金（破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権を除く。）をいう。

6 劣後特約付貸出金の額

貸出金には、他の債権より債務の履行が後順位である旨の特約が付された岐阜県信用農業協同組合連合会に対する劣後特約付貸出金11,037,000千円が含まれています。

V 損益計算書に関する注記

1 子会社等との取引高の総額

(1) 子会社等との取引による収益総額	56,745千円
うち事業取引高	44,141千円
うち事業取引以外の取引高	12,604千円
(2) 子会社等との取引による費用総額	251,704千円
うち事業取引高	251,704千円

2 減損損失の内容

(1) 資産をグループ化した方法及び共用資産の概要

当組合は管理会計の単位を基本に施設ごとに、また、業務外固定資産（遊休資産と賃貸固定資産）については各固定資産を最小単位としてグルーピングしております。

また、本店、カンントリーエレベーター等の農業関係の共同利用施設についてはJ A全体の共用資産としております。

(2) 当該資産グループの概要と減損損失の金額及び主な固定資産の種類ごとの内訳

(単位:千円)

場 所		用途	種 類	減損損失
長良西支店	岐阜市福光西2-12-1	営業店	土 地	146,170
黒野支店	岐阜市古市場266	営業店	建 物	20,514
			土 地	276,079
はぐり支店	岐南町三宅9-41	営業店	建 物	14,077
			土 地	96,022
			そ の 他	18,123
おんさい広場はぐり	岐南町三宅9-35	営業店	建 物	2,115
			そ の 他	1,586
糸貫農産物販売所	本巣市三橋字糸貫川通り	営業店	建 物	16,085
おんさい朝市黒野グリーン	岐阜市古市場266	営業店	土 地	323
黒野農機センター	岐阜市古市場266	営業店	土 地	144
旧太郎丸支店	太郎丸諏訪91	遊 休	建 物	265
			土 地	4,670
旧鶉支店	中鶉5-118-1	遊 休	土 地	9,972
羽島育苗センター	羽島市竹鼻町駒塚四番地929	米穀施設	建 物	27,840
			土 地	18,321
			そ の 他	7,350
佐波ライスセンター	岐阜市柳津町高桑東3-78	遊 休	建 物	928
			土 地	3,859
糸貫の土地	本巣市長屋字人宿261	遊 休	土 地	1,200
東深瀬小山	山県市東深瀬小山1199-2	遊 休	土 地	15
女性部加工場	山県市高木戸羽1214	遊 休	建 物	5,125
高富ライスセンター	山県市東深瀬平柳96	米穀施設	建 物	10,086
合 計				680,878

(3) 減損損失に至った経緯

はぐり支店、おんさい広場はぐり、糸貫農産物販売所、おんさい朝市黒野グリーン、黒野農機センターについては営業収支が2期連続赤字であると同時に、短期的に業績の回復が見込まれないことから、帳簿価格を回収可能額まで減額し減損損失として認識しました。

長良西支店、黒野支店については時価が帳簿価格の50%以下となり今後時価が上昇する見込みがないことから、回収可能額まで減額し減損損失として認識しました。旧太郎丸支店、旧鶉支店、佐波ライスセンター、糸貫の土地、東深瀬小山、女性部加工場については遊休状態であり今後の使用見込みがないため、帳簿価格を回収可能額まで減損損失として認識しました。

羽島育苗センター、高富ライスセンターは当組合の理事会で廃止が決定しているため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し減損損失として認識しました。

(4) 回収可能額の算定方法

回収可能価額は正味売却価額を採用しており、その時価は固定資産税評価額等を基礎とした指標により取り壊し費用を控除して算定しております。

また、長良西支店、黒野支店の回収可能価額については使用価値を採用しており、適用した割引率は8.22%です。

3 事業別収益・費用の内部取引の表示方法

当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っております。

また、損益計算書の事業収益及び事業費用については農業協同組合法施行規則に従い、各事業間の内部損益を除去した額を記載しております。

VI 金融商品に関する注記

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当組合は組合員等から預った貯金を原資に、組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を岐阜県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債や地方債などの債券、投資信託、株式等による運用を行っています。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として預金、貸出金及び有価証券であり、貸出金は顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクにさらされています。

また、有価証券は主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的及びその他有価証券で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクにさらされています。

(3) 金融商品にかかるリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当JAは、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に審査部を設置し各支店と連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

② 市場リスクの管理

当JAでは、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当JAの保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的で開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

市場リスクに係る定量的情報

当JAで保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当JAにおいて、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貯金及び借入金です。

当JAでは、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.5%上昇したものと想定した場合には、経済価値が2,252,793千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③ 資金調達にかかる流動性リスクの管理

当JAでは、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置づけ、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2 金融商品の時価等に関する事項

(1) 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、次表に含めず(3)に記載しています。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
預金	751,931,828	752,006,878	75,050
有価証券	70,600,078	71,085,619	485,541
満期保有目的の債券	19,799,633	20,285,175	485,541
その他有価証券	50,800,444	50,800,444	—
金銭の信託	9,000,000	9,000,000	—
貸出金	221,386,860	—	—
貸倒引当金	△ 1,270,313	—	—
貸倒引当金控除後	220,116,546	229,754,139	9,637,592
資産小計	1,051,648,452	1,061,846,636	10,198,183
貯金	1,018,089,918	1,018,464,761	374,843
負債小計	1,018,089,918	1,018,464,761	374,843

・貸出金には、貸借対照表上雑資産に計上している職員厚生貸付金54,731千円を含めています。

(2) 金融商品の時価の算定方法

① 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

また、満期のある預金については、短期金利の指標であるLIBORまたは長期金利の指標である円SWAPレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

② 有価証券及び金銭の信託

債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっています。

また、株式は取引所の価格により、投資信託については公表されている基準価格によっています。

なお、金銭の信託は有価証券に準じて評価しています。

③ 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類ごとに、元利金の合計額を短期金利の指標であるLIBORまたは長期金利の指標である円SWAPレートで割り引いた額から、貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等について帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

④ 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。

また、定期貯金及び定期積金については、将来のキャッシュ・フローを短期金利の指標であるLIBORまたは長期金利の指標である円SWAPレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

(3) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額
外部出資	29,478,845

(4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	751,831,820	—	—	—	—	—
有価証券	—	—	—	—	—	—
満期保有目的の債券	400,000	4,400,000	5,200,000	6,300,000	3,500,000	—
その他有価証券のうち満期があるもの	1,974,211	3,699,850	6,231,248	7,656,140	4,668,962	22,015,083
貸出金	14,188,691	11,631,626	11,346,279	21,699,653	10,058,291	152,271,529
合計	768,394,722	19,731,476	22,777,527	35,655,793	18,227,253	174,286,612

・貸出金のうち、当座貸越1,765,840千円については「1年以内」に含めています。
・貸出金のうち、3カ月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等190,788千円は償還の予定が見込めないため、含めていません。

(5) 貯金の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内
貯金	839,611,330	96,675,322	46,384,957	14,244,411	21,173,896

・要求払貯金については「1年以内」に含めています。

Ⅶ 有価証券に関する注記

1 有価証券の時価等

(1) 満期保有目的の債券

満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

	種類	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	19,599,648	20,081,135	481,486
	地方債	199,984	204,040	4,055
合計		19,799,633	20,285,175	485,541

(2) その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

	種類	取得原価又は償却原価	貸借対照表計上額	差額
貸借対照表計上額 が取得原価又は償 却原価を超えるも の	国債	22,826,958	23,655,214	828,255
	社債	9,399,675	9,599,120	199,444
	株式	327,469	496,330	168,861
	受益証券	5,186,393	5,538,503	352,110
	小計	37,740,497	39,289,169	1,548,671
貸借対照表計上額 が取得原価又は償 却原価を超えない もの	国債	6,015,572	5,988,600	△ 26,972
	社債	1,498,589	1,473,430	△ 25,159
	株式	238,221	199,832	△ 38,389
	受益証券	4,084,433	3,849,413	△ 235,020
	小計	11,836,816	11,511,275	△ 325,541
合計	49,577,314	50,800,444	1,223,130	

また、評価差額から繰延税金負債333,058千円を控除した額890,071千円が、その他有価証券評価差額金に含まれています。

2 売却した満期保有目的の債券

該当はありません。

3 売却したその他の有価証券

当期中に売却したその他の有価証券は、次のとおりです。

(単位：千円)

種類	売却額	売却益	売却損
国債	522,069	25,119	—
株式	4,668	—	5,531
受益証券	162,882	42,170	—
合計	689,619	67,289	5,531

4 保有目的区分を変更した有価証券

該当はありません。

5 金銭の信託の内容

運用目的の金銭の信託

貸借対照表計上額 9,000,000 千円

当期の損益に含まれた評価差額はあります。

6 減損処理額及び基準

当年度中において、株式13,221千円減損処理を行っています。

市場価格又は合理的に算出された価格のある有価証券のうち、当該有価証券の時価が取得価格に比べて著しく下落しており、時価が取得価格まで回復する見込みはないと認められないものについて、当該時価をもって貸借対照表価格とするとともに、当該差額を減損処理しています。

なお、減損処理にあたっては、当期末における時価が取得原価又は償却原価に比べ50%以上下落した場合には全て減損処理を行い、30%以上50%未満下落した場合は、回復可能性を考慮して減損処理を行っています。

Ⅷ 退職給付に関する注記

1 退職給付債務の内容等

(1) 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付にあてるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部にあてるため全共連・りそな銀行との契約による確定給付企業年金制度を採用しています。

(2) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付債務	6,014,163 千円
勤務費用	456,721
利息費用	2,285
数理計算上の差異の当期発生額	△ 96,546
退職給付の支払額	△ 222,578
期末における退職給付債務	6,154,046

(3) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

期首における年金資産	6,948,053 千円
期待運用収益	77,793
数理計算上の差異の当期発生額	△ 287,318
確定給付企業年金制度への拠出金	396,897
退職給付の支払額	△ 222,578
期末における年金資産	6,912,848

(4) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

退職給付債務	6,154,046 千円
確定給付企業年金制度（全共連）	△ 2,560,985
確定給付企業年金制度（りそな銀行）	△ 4,351,862
未積立退職給付債務	△ 758,801
未認識数理計算上の差異	△ 78,694
貸借対照表計上額純額	△ 837,495
前払年金費用	△ 837,495

(5) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	456,721 千円
利息費用	2,285
期待運用収益	△ 77,793
数理計算上の差異の損益処理額	152,328
出向者負担金受入額	△ 8,211
小計	525,331
退職給付費用	525,331

(6) 年金資産の主な内訳

① 確定給付企業年金制度（全共連）	
一般勘定	100%
② 確定給付企業年金制度（りそな銀行）	
債券	42.44%
株式	54.74%
現金及び預金	2.82%
合計	100%

(7) 長期期待運用収益率の設定方法に関する記載

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しています。

(8) 割引率その他の数理計算上の計算基礎に関する事項

① 割引率	0.174 %
② 長期期待運用収益率	
確定給付企業年金制度（全共連）	1.34 %
確定給付企業年金制度（りそな銀行）	1.00 %
③ 数理計算上の差異の処理年数	5年
④ 過去勤務費用の処理年数	5年

2 厚生年金と農林年金の統合に伴う特例業務負担金の金額

厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金は82,834千円であり、特例業務負担金引当金から取り崩し支払いをしています。

また、同組合より示された令和2年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の実負担見込額は971,366千円となっています。

IX 税効果会計に関する注記

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳

繰延税金資産	
減損損失	890,714 千円
特例業務負担金	264,503
賞与引当金	199,639
貸倒引当金	153,217
貸倒償却	137,366
その他	203,016
（小計）	<u>1,848,457</u>
評価性引当額	<u>△ 1,402,675</u>
繰延税金資産合計	445,782
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額	△ 333,058
除去費用資産計上額	△ 898
適格合併に伴うみなし配当	△ 65,404
前払年金費用	△ 228,050
繰延税金負債合計	<u>△ 627,410</u>
繰延税金資産の純額	△ 181,628

2 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率	27.23 %
（調整）	
交際費等永久に損金に算入されない項目	7.62
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△5.24
住民税均等割等	1.43
評価性引当額の増減	△16.63
その他	△ 0.11
差異計	<u>△13.11</u>
税効果会計適用後の法人税等の負担率	14.12 %